

令和 4 年度恵庭市教育委員会会議(9 月定例会) 会議録

日 時	令和 4 年 8 月 25 日(木) 開会 17時 30 分 閉会 19時 00分
会 場	市民会館 第1会議室
出席委員	教育長 岩 淵 隆 教育長職務代理者 土谷 秀樹 委 員 尾形 直子(欠席) 委 員 福屋 栄人 委 員 白崎 亜紀子
会議出席者	教育部長 竹内 春実 教育部次長 大嶋 克幸 教育総務課長 早川 剛志 教育支援課長 藤本 恵美子 学校給食センター長 加藤 孝行 社会教育課長 黒氏 優子 読書推進課長 岩崎 春恵 郷土資料館長 高橋 光男 教育施設課長 堀越 拓也 教育総務課学力向上アドバイザー 木村 博子 教育総務課主査 柴田 慎一
議題及び議事の概要	別紙のとおり
会議の傍聴を許可された者	1 名
議事録署名委員	福屋 栄人

令和4年度恵庭市教育委員会会議(9月定例会)結果表

令和4年8月25日(木) 17時30分開会

19時00分閉会

会場:市民会館第1会議室

事案番号	件名	議決結果
議案第1号	令和5年度使用教科用図書採択について	原案可決
議案第2号	補正予算について	原案可決
協議1	令和4年第3回定例会 教育行政報告について	協議済み
協議2	令和4年度全国学力・学習状況調査結果の公表について	協議済み
協議3	令和4年度全国学力・学習状況調査 恵庭市の調査結果報告(速報)について	協議済み
協議4	恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間の公表について	協議済み
報告1	いじめ・不登校対策について	報告済み
報告2	島松小学校 校内教育支援センター(ステップルーム) 試行的実施について	報告済み

○会議出席者

岩淵教育長

教育委員:土谷委員、福屋委員、白崎委員

事務局 :竹内教育部長、大嶋教育部次長、早川教育総務課長、藤本教育支援課長、加藤学校給食センター長、黒氏社会教育課長、岩崎読書推進課長、高橋郷土資料館長、堀越教育施設課長、木村教育総務課学力向上アドバイザー、柴田教育総務課主査

議 事 録

開会 17時30分

教 育 長 只今より教育委員会を開催いたします。初めに日程1、議事録署名委員の指名について事務局をお願いします。

事 務 局 今回会議の議事録署名委員は、福屋委員をお願いします。

教 育 長 よろしいでしょうか。

各 委 員 (承認)

次に日程2、前回会議録の承認について事務局をお願いします。

事 務 局 (前回の議事録について報告)

ただいまの記録のとおり承認するということによろしいですか。

各 委 員 (はいの声)

教 育 長 続いて日程3、議案に入ります。

今日の会議の進め方ではありますが、議案第1号については、教育委員会会議の傍聴及び秘密会の基準のうち、市の意思決定に係る全面的に非公開とする議案の協議が行われますので、恵庭市教育委員会会議規則第16条に基づく秘密会として非公開で行うことに決定したいと考えます。それに異議ありませんか？

各 委 員 (異議なしの声)

教 育 長 異議なしと認めそのように進めさせていただきます。

議案第1号は非公開で審議しますので、傍聴者は一旦退席していただきます。

(審議終了)

(傍聴者入場)

次に、議案第2号は補正予算についてです。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 私からは、恵み野中学校校舎屋上防水改修事業に伴う補正予算(案)についてご説明申し上げます。本事業の概要としましては、恵み野中学校の本校舎の屋上防

水の改修を行っているものであり、令和4年度予算で行う予定でしたが、令和4年1
定の補正予算により令和3年度予算に前倒して施行しているものです。そのため本
来予定していた令和4年度の予算を減額補正するものであります。本事業の実施時
期ですが、現在施工中で令和4年10月末に工事完了させる予定となっております。

それでは、補正予算書の説明となります。歳出予算としましては、6ページとなりま
すが「恵み野中学校校舎屋上防水改修事業費」として47,212,000円を減額する
こととしております。次に歳入内訳となりますが、7ページとなります。教育費国庫補助
金としましては文科省の学校施設改善交付金15,805,000円を減額することとし
ております。次に市債となりますが、9ページとなります。恵み野中学校校舎屋上防水
改修事業債として28,200,000円を減額することとしております。戻って8ページに
なりますが、それに伴い残り一般財源3,207,000円を減額することとしております。
最後11ページとなりますが補正により、市債の限度額が21,600,000円に変更と
なっております。以上、簡単にご説明申し上げましたが、このとおり第3回定例会に議
案として提出することとしてよろしいか、ご審議いただき、原案どおりご承認してい
ただけるよう、お願い申し上げます。

教 育 長 ただいま議案第2号について、ご質疑等はございますか。

委 員 いま施工中ということなのですが、全面改修ということですか。

事 務 局 校舎の部分の屋上防水、今アスファルト防水の上に砂利を引いている状態です
が、その砂利を撤去しカバー工法でやるような形です。体育館が残ってしまいま
すが、それは次年度と考えております。

委 員 建ててから初めての全面改修ということですか。何年たちますか

事 務 局 はい。34・5年たちます。

教 育 長 ほか、ございませんか。なければお諮りします。
議案第2号について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

各 委 員 (はいの声)

教 育 長 議案第2号については、原案のとおりとします。
以上で議案第2号について終了いたします。

続いて日程4、協議に入ります。

協議第1号は 令和4年第3回定例会 教育行政報告について です。事務局か
ら説明をお願いします。

事 務 局 協議1号 令和4年第3回定例会市議会に報告させていただく、行政報告について

ご説明させていただきます。

9月13日から10月14日までを会期とする第3回定例会市議会が開催されますので、その初日に行う教育行政報告について、その案件と文案の内容をご協議いただきたいと思います。なお、7月27日から29日までの間、姉妹都市和木町から教育親善使節団として、小中学生と教員の6名が来恵されております。市内外の施設見学等を通して、市内の小中学生と交流していただいたところですが、この報告から漏らしております。大変申し訳ありませんが、こちらで文案を精査しまして、掲載したいと考えておりますのでご了承いただきたいと思います。なお、最終報告案につきましては、和木町の使節団の文案を掲載したものを別途改めて送付させていただきますので、その時にご確認いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

それでは本日机上で配布させていただきました資料について、文案を読み上げますので確認をお願いします。第3回定例会が開催されるにあたりまして、第2回定例会以降における、教育行政執行の主なものについて、その概要を報告いたします。

はじめに、ICT等の教育環境整備について申し上げます。国の「GIGA(ギガ)スクール構想」に基づき、ICT教育環境の整備を進めているところでありますが、本年度、小学校1年生から3年生までの未整備分及び、教職員が授業で使用する分のタブレットパソコンを、7月に整備いたしました。本年度で、市内小中学校の全児童生徒の1人1台タブレットパソコンの整備が完了したことから、授業や家庭において、各学年に応じた効果的な活用を進めて参ります。

次に、学校訪問について申し上げます。4月の校長・教頭合同会議において、本年度の教育行政執行の基本方針を示したところでありますが、5月26日から7月14日までの期間に、教育委員と教育委員会事務局とが全ての小中学校を訪問し、学校教育基本方針に基づいた各学校の取組について確認を行うなど、学校経営における課題を共有したところであります。今後も各学校と連携しながら、教育の充実に努めて参ります。

次に、いじめ防止について申し上げます。7月21日、市民会館にて、いじめについて考える「なかよしさわやかDAY」全市交流会を児童・生徒47名と、保護者や教職員をあわせ84名の参加のもと、3年ぶりに対面で開催いたしました。「あなたならどうする? これっていじめになるの?」をテーマに、小・中学生が混合となり7つのグループを編成し、様々な角度から「いじめ」について考え、活発な意見交換が行われました。今後もいじめの根絶に向けて、学校や家庭・地域・関係機関と連携して取り組んで参ります。

次に、通学路の安全確保について申し上げます。道路管理者や警察などを構成員とする恵庭市通学路安全推進会議と連携して、7月27日に通学路の合同点検を実施いたしました。今後は、点検結果を踏まえ関係機関や担当部局と対応策等について協議し、各学校へ報告することとしております。

次に、子どもたちの体験活動について申し上げます。子どもたちがさまざまな体験活動を通して興味・関心を持ち、夢を育むことを目的に、えにわ子ども塾事業として「おもしろ理科実験教室」「初めてのユーチューバー体験」を開催し、多くの参加者により好評を得たところであります。

次に、ジュニアリーダーの養成について申し上げます。恵庭市子ども会育成連合

会との共催により、7月30日、31日の1泊2日で、ジュニアリーダーの養成を目的とした「前期えにわっ子ジュニアセミナー」を2年ぶりに開催いたしました。定員を超える27名の参加があり、野外炊事などを通してリーダーの心構えを学ぶ機会といたしました。

次に、文化芸術活動の推進について申し上げます。コロナ禍における文化芸術活動の推進事業として、市内で創作活動を行っている団体等の作品を鑑賞する機会の拡充を目的とした「えにアートギャラリー」において、6月から3団体等による書や原画の展示が行われたところであります。また、郷土芸能の振興保存と伝承活動を推進するため、「恵庭すずらん踊り保存会」と「恵庭岳太鼓保存会」の活動を支援しておりますが、ガーデンフェスタ北海道2022や夏祭りなどに出演し、市内各所で大いに活躍したところであります。今後も芸術の秋に向け、個人、文化団体及びサークルなどの活動成果を発表する市民文化祭の開催など、市民の文化芸術活動の推進に努めて参ります。

次に、子どもの読書活動の推進について申し上げます。7月28日に図書館本館において調べる学習講習会を開催し、「恵庭市小中学生調べる学習コンクール」の調べ方やまとめ方についてのポイントを説明し、児童生徒の自ら学ぶ意欲を高める機会といたしました。

次に、図書館事業について申し上げます。図書館本館では、6月25日から7月24日までのガーデンフェスタ北海道2022の開催に合わせ、ガーデニングをテーマとした関連本の紹介等、「花のまち」の図書館ならではの展示を行い、多くの来館者が立ち止まり、本を手にしていただきました。また、7月7日と8日の2日間、ガーデンフェスタ会場内に「出張まちじゅう図書館」を設け、恵庭まちじゅう図書館参加施設によるお勧めの本の紹介や、絵本のミニ原画展を行い、道内外のお客様に「読書のまち恵庭」をPRいたしました。

次に、図書館開館30周年について申し上げます。7月30日で図書館が開館して30年となり、その節目として、図書館の歩んだ歴史を振り返るパネル展示を行い、当日の来館者にはオリジナルマグカップをプレゼントいたしました。これからも、全ての市民が読書に親しめるよう、更なる読書環境の充実を図って参ります。

次に、郷土資料館事業について申し上げます。郷土資料館では、「石の魅力」をテーマとした企画展と「戦争資料展」を開催したほか、夏休みのイベントとして「夏休みクイズ&スタンプラリー」を実施し、多くの子供たちに楽しんでいただきました。また、7月23日に「まが玉づくり」や北海道文教大学のご協力による「朗読劇」を主体とした「第9回カリンバまつり」を開催し、8月6日～7日には「アイヌ文化マスター育成事業」として市内中学生6名が阿寒湖に宿泊し、アイヌ文化について様々な体験学習を受けてきたところであります。

次に、埋蔵文化財関連事業について申し上げます。埋蔵文化財の保護と史跡整備への理解を深めていただく事業として、今年度3回目の「カリンバ土曜講座」を9月10日に開催し、令和3年度の「ユカンボシE1遺跡の発掘調査成果」について講演を行いました。また、7月20日から柏陽町3丁目の「柏木川9遺跡」において商業施設建設に伴う発掘調査を行っており、数多くの竪穴住居跡などが確認されております。今後も、埋蔵文化財の保護をはじめ、各種啓発・普及事業を推進して参ります。

す。

以上、第2回定例会以降における教育行政執行の主なものについて、その概要を報告いたしました。今後とも、恵庭市の教育水準向上のため一層の努力を重ねてまいり所存でありますので、議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、教育行政報告といたします。

以上でございます。

教 育 長 協議第1号 令和4年第3回定例会 教育行政報告について、ご質疑等はございますか。

委 員 えにわ子ども塾はどのような事業ですか。どこが運営して、だれが企画しているのかなど。先日の都市教育委員連絡協議会の分散会のなかで話題になりました。

事 務 局 子ども塾は教育委員会の社会教育課が企画して、事業を実施しております。毎年6回ほどありますが、その年々で子どもたちに旬なものを企画して、いろいろ実施しているので、今年についてはユーチューバーで、子どもたちが今一番なりたいものが最近はユーチューバーですので、そういった企画となっております。いろいろなふるさと体験も企画しており、馬を使って山から木を搬送する「馬搬」さんの話を聞いて、自然体験など、いろいろな企画を今後実施していく予定です。

委 員 職員が企画しているということですか。

事 務 局 そうです。

教 育 長 私が聞くのも何なのですが、ジュニアリーダーの養成講座が2年ぶりですね。その前のページのなかよしさわやかDAYは3年ぶりの開催となっております。つまり令和2年度は開催したということでしょうか。あと、2ページの最後の文化活動の推進の下から2行目、6月から3団体等とありますが、「等」というのは何団体何個人という意味なのでしょうか。

委 員 2団体と1個人です。

教 育 長 表記の仕方について、そちらも確認しておいてください。

委 員 最後4ページ目の郷土資料館事業について、アイヌ文化マスター育成事業として市内中学生6名が阿寒湖に行ったと書いていますが、阿寒湖はアイヌ文化について、どのような役割があるのか、というようなことを補足して書かれたほうがよいのかなと思います。突然阿寒湖に宿泊したというよりは、説明されたほうがよいのかなと思います。

教 育 長 館長よろしいですか。

事務局 どういった体験学習をしたのかということ、もう少し説明文として工夫して入れるようにします。

委員 阿寒湖というのは、アイヌ文化の中でいろんなそういう施設等があるのでしょうか。

事務局 ガイドの方の案内で、見たり聞いたりしてきたということです。

教育長 「アイヌ伝承文化が盛んである阿寒湖周辺」というような。

事務局 少し文章を工夫します。

委員 4ページ目の埋蔵文化財関連事業について、柏陽町3丁目の商業施設建設に伴う発掘調査ということで、場所ですとか内容について聞きたいです。

事務局 柏陽町3丁目ですが、具体的に言いますと、柏陽中学校と国道の間で、ガソリンスタンドと柏木川の間、いま空き地になっているところです。

委員 遺跡が見つかったところは、今は、特に何か人が入れないようにしているとか、そういう状態になっているのでしょうか。

事務局 敷居をとっているような状況ではございませんが、一応道道からの出入り口には、車が出入りできるようにスロープを設けておりますが、作業が終わり次第撤去して進入できないようにしております。あとは、発掘調査の深さ自体もそんなに深くはないので、穴になっているような状態ではないので、そういうところは大丈夫かなと思っています。全く入れないかと言われれば、入れない状況ではないです。

委員 遺跡の部分は発掘に伴って、保護されるものなのでしょうか。

事務局 遺物を掘り出して、恵庭市牧場地区にある整備室に持って来て、洗って写真を撮って、最後は報告書を刊行します。それが終われば埋め戻しをするということです。実際に盛り土をするようなところは触らないので、土に眠ったままとなります。

施設を建てるうえで基礎を掘るようなところは、遺跡が壊されないように事前に調査をしてそれを記録として保存して、報告書類として刊行するといった作業になります。

教育長 以上で、協議第1号について終了いたします。

続いて協議第2号は 令和4年度全国学力・学習状況調査結果の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

令和4年度 全国学力・学習状況調査結果の公表について、説明いたします。
3ページをご覧ください。

はじめに、1、調査の概要であります。本調査は4月19日に実施し、小学校6年生・中学校3年生が対象、本年度の実施教科は国語と、算数、数学、それと理科、その他、児童生徒質問紙と学校質問紙により調査を行い、文科省から、市教委、各学校へ結果の提供があり、28日に結果が公表されたところであります。

次に、2、公表方針(案)であります。調査結果が市町村や学校間の単純比較や序列化などに結びつき、調査の本来の観点や目的が損ないかねないとの考えにより、令和3年度同様、(1)教科に関する調査結果については、数値自体は公表せず、全国・全道平均とのポイント差を、記号や文言に置き換えて示すこと、(2)結果公表にあたっては、個々の学校名を明らかにしないこと、と考えております。なお、市教委としての分析や、調査結果報告書の作成・公表は、今後進めていきますが、その前に速報として結果を公表したく、内容につきまして、次の議題でご協議いただきたいと思っております。

最後に、3、北海道版結果報告書への掲載に関する対応(案)であります。北海道版結果報告書の公表のあたり、市町村の同意を前提とした市町村別の調査結果の掲載方法について道教委から照会がきており、市教委としては、これまで同様(1)平均正答率の掲載に関しては同意しない、(2)その他の資料の掲載に関しては同意する、ということで、4ページのとおり一部不同意つきで同意することで、道教委へ回答したいと考えております。なお、本年度の掲載案については、道教委から提示があり次第、ご協議いただきたいと考えております。

説明は以上です。

教育長

協議第2号 令和4年度全国学力・学習状況調査結果の公表について、ご質疑等はございますか。

各委員

— なしの声 —

教育長

以上で、協議第2号について終了いたします。

続いて協議第3号は、令和4年度全国学力・学習状況調査 恵庭市の調査結果報告(速報)についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

令和4年度全国学力・学習状況調査恵庭市の調査結果報告(速報)について、説明いたします。

5ページをご覧ください。

内容は、5ページの1・調査の概要と、6ページの2・教科に関する調査、調査結果の2項目であります。

それでは、5ページの調査の概要から説明いたします。(1)調査の目的につきましては、記載の①②の取組を通じて、継続的な検証改善サイクルを確立することを目的として実施しています。(2)調査の対象は、小学校6年生及び中学校3年生の全

児童生徒、(3) 調査の方式は悉皆調査であります。(4) 調査の内容ですが、教科は国語と算数・数学、理科の3教科、その他、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査として、児童生徒質問紙と学校質問紙、2種類の調査を行いました。(5) 調査実施日は4月19日、(6) 調査を受けた児童生徒数は、記載のとおりであります。中学校は、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖・学年閉鎖により当日実施できず、後日実施した生徒を含めた人数をカッコで記載しております。

次に、6ページの教科に関する調査、調査結果であります。 (1) 小中学校各教科平均正答率の状況につきましては、(2) の表もあわせてご覧いただきたいと思いますが、全国との比較では、小6の算数と中3の数学でやや下回りましたが、中3の理科でやや上回り、その他はほぼ同程度、また、全道との比較では、小6の算数でやや下回りましたが、中3の理科でやや上回り、その他はほぼ同程度であります。

全体的に、全国平均とは5ポイント以内と、大きな差は見られない状況が続いております。

また、(2) 各教科別の平均正答率の表についてであります。全国・全道の平均正答率が数値で公表しているのに対し、恵庭市については、先ほどご説明したとおり、数値では公表しておりません。小中学校ごとの結果数値についても同様です。本年度の国との比較では、小6の算数と中3の数学が黒いひし形で「やや下回る」、中3の理科が白いひし形で「やや上回る」であり、その他はほぼ同程度であります。

また、道との比較では、小6の算数が黒いひし形で「やや下回る」、中3の理科が白いひし形で「やや上回る」であり、その他はほぼ同程度となっております。

なお、公表する恵庭市の結果につきましては、当日実施した分の結果を使うのではなく、当日実施できず、後日実施した生徒を含めた平均正答率を基準としております。

最後に、(3) 留意点として、恵庭市の平均正答率を表のとおり、記号や文言で表すことを記載しております。

本日ご承認いただいた後、市のホームページで公表しますが、詳細な分析結果については、今後、報告書として作成いたします。

説明は以上です。

教 育 長

協議第3号 令和4年度全国学力・学習状況調査 恵庭市の調査結果報告(速報)について、ご質疑等はございますか。

委 員

文科省が決めることなのでしょうけれども、調査の対象が、小学校6年生と中学校3年生とされているのは、なぜなのでしょう。4月に実施して、9月に速報が出て各学校にフィードバックされても、対象となった小学校6年生と中学校3年生には、例えば改善の取り組みに生かすといったようなことには、使えないですね。翌年には卒業ですから。調査の対象の子どもたちには、あまり有効ではないのかなとも思っていました。

事 務 局

なぜ対象を小学校6年生、中学校3年生としているかについては、こちらのほうでは把握しておりませんが、小学校、中学校それぞれ最終学年の学びの総括かなと思

います。最終学年は次年度に生かせないのかなとも思います。ただ、例えば、小学校6年生は3年後中学校3年生になりますが、3年後の調査結果との比較は市教委でも内部で行っておりますので、できるとすれば、そういう形はとれます。その学年であれば3年後伸びたのかというような、その比較はやっているところです。

教育長 学校の扱いというか、この関連でいかがですか。

事務局 (学力向上アドバイザー) この時期に個人評価結果も子どもたちに渡りますし、各学校の結果もそれぞれの学校に報告されているので、平均点として使うのは、学校の先生方だけです。子どもたちにとっては自分の点数だけが影響があるわけで、自分のどこが足りないのかは自分の結果としてはわかります。6年生にとってみればあと半年ではありますが、補えるところは先生方の指導で補っていくというように考えています。点数がとれなかったところを、授業を改善して、子どもたちに別な方法で指導していく、そのためのデータということでこの全国学力調査に取り組んでいると思いますので、それぞれの学校で指導改善とか、こういう風にやっていくということを各学校で出しながら取り組んでいるという風に思いますので、6年生と3年生にとって、足りないところが指導されない、ということはありません。

教育長 その他、ご質疑等よろしいでしょうか。

各委員 — なしの声 —

教育長 以上で、協議第3号について終了いたします。

続いて協議第4号は 恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間の公表についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局 恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間の公表について、説明いたします。7ページをご覧ください。

時間外在校等時間とは、在校時間から所定の勤務時間、週38時間45分を減じた時間を表しますが、これを記録し公表することで、教職員が自らの働き方を認識し、勤務時間を意識した働き方の推進に努めるとともに、その状況を保護者や地域に周知して理解を求めたり、各学校とも共有・確認したりしながら、長時間勤務の縮減に向けた取組を進めるものであります。

はじめに、資料の1番の教職員の働き方改革であります。市内小中学校では、教職員が心身の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組むことで、教育の質の向上や、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境づくりを推進するため、平成30年に策定した、恵庭市立学校における働き方改革推進計画に基づき、取組を進めております。

2番のこれまでの取組としてですが、学校運営では、校務支援システムの活用、学校閉庁日の設定、留守番電話の設定、中学校の部活動指導では、部活動休養日

および活動時間の設定、部活動指導員の配置、市教委の取組では、各学校への調査業務の精選、学校の取組のサポートなどに取り組んでおります。

次に、3番の効果検証であります。在校等時間については、全教職員が出勤時間・退勤時間をパソコン入力します。入力することで、教職員が勤務時間を意識すること、さらには校長・教頭が把握することで、教職員の健康への配慮や、業務の平準化・効率化の一助としております。この在校等時間の記録は、令和2年度から全教職員が行っており、これまでも毎月、全校から報告を受け、市教委で集計しておりますが、その状況や要因、対応策などは、定期的に市教委で働き方改革ニュースを発行し、全校の教職員に周知しているところです。

一例として、小中学校それぞれ令和3年と令和4年の4月の時間外在校等時間を比較しました。これを見ると、令和4年は45時間以下の教職員の割合が増加していることがわかります。ただ、一概に、コロナの影響による学級閉鎖状況や学校行事などにより、1月だけの比較で増減は判断できないと考えておりますが、これまでの働き方改革の取組の成果とも考えられます。

最後に、4番の公表についてであります。推進計画では、教職員の時間外在校等時間の目標を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内としております。時間外在校等時間については、推進計画に公表を検討することとしており、道教委からも公表を検討するよう通知があったことを受け、その実態が学校現場や教職員、保護者や地域への理解が深まり、さらなる働き方改革の推進が期待できることから、公表をしようとするものであります。

公表の内容であります。裏面の8ページをご覧ください。既に公表されている道立学校の公表内容と同様に、恵庭市立学校教職員の令和4年4月～6月の結果としてまとめてあります。月ごとに、小学校・中学校それぞれに分けて、対象人数、時間ごとの時間外在校等時間別人数と割合、全職員平均時間を掲載しております。今後、この形式で、四半期ごとに、恵庭市ホームページで公表することを考えております。

説明は以上です。

教 育 長

協議第4号 恵庭市立学校教職員に係る時間外在校等時間の公表について、ご質疑等はございますか。

委 員

小学校より中学校のほうが45時間以下の方が少ないということは、忙しいということなのでしょうか。この要因というのはどういったところになるのでしょうか。

事 務 局

中学校は部活動指導も勤務時間に含めておりますので、その部分は小学校と大きく違うと捉えております。あと進路指導等の時間も中学校の先生はありますので、どうしても小学校よりは多くなっていると押さえております。

委 員

単純に部活動の部分だけが増えているわけではないということですか。学校の中で、授業の準備が小学校よりも中学校のほうが時間がかかっているということはないのでしょうか。先生方のウエイトが大きいのでしょうか。

事務局
(学力向上
アドバイザー)

これは一概には言えないと思うのですが、小学校の先生は全教科を一人でお持ちですので、総授業準備というか、教科の研究時間というのは、中学校の専門の先生よりも掛かるかどうかということは、比べたことがないのでわかりませんが、例えば私の専門は理科でしたので、クラスは4つ持っておりましたので、1回の指導案で4回授業を行います。小学校の先生はおそらく1つの指導案で1回の授業となりますので、授業に掛かる準備時間というのは小学校の先生のほうが大きいかなと思います。という風に考えると、中学校の先生の勤務時間が長いのは部活動と考えられますので、中学校から部活動を取り除く、令和5年からスタートですが、そうすると中学校の先生の勤務時間は変わるのかなと思います。小学校の先生の課題はおそらく学級通信、家庭学習ノートの点検、そこがおそらく超過勤務の比重を占めているのではないかなと予想しています。

教育長

他にございませんか。

各委員

— なしの声 —

教育長

以上で、協議第4号について終了いたします。

続いて日程5、報告に入ります。

報告第1号は いじめ・不登校対策について です。事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第1号いじめ・不登校対策について、報告させていただきます。

いじめ不登校問題等の対策事業につきましては、例年「いじめ不登校問題等対策協議会」において、関係機関や団体と情報共有を行いながら連携し取り組んでいるところでございます。今年度は、7月12日に「協議会」を開催し、協議を行いましたので、ご報告させていただきます。

3ページをご覧ください。はじめに、令和3年度の事業報告となります。いじめ不登校問題等対策事業としましては、3ページから6ページに記載にあります。9つの事業を実施しております。時間の関係で、要点のみご報告させていただきます。全体としましては、令和3年度も、令和2年度同様、新型コロナウイルスの影響を受けながらの事業実施となりました。1つ目のいじめ不登校問題等対策協議会の開催につきましては、令和2年度は書面開催でしたが、令和3年度は10月26日に開催することができました。5つ目の「なかよしさわやかDAY全市交流会」については令和2年度同様DVDによる代替事業での実施となりました。6つ目のCAP教育プログラムは、令和2年度は中止でしたが、令和3年度は小学4年生を対象に実施いたしました。7つ目のスクールソーシャルワーカー活用事業につきましては、3名のスクールソーシャルワーカーを配置、8つ目のスクールカウンセラー活用事業につきましては、北海道のスクールカウンセラー4名、そのうち1名を市の会計年度任用職員として任用して継続して実施いたしました。スクールカウンセラー相談件数の約3割、526件が不登校の相談となっております。令和2年度348件から178件増えております。スクールソーシ

ャルワーカーの家庭訪問、メンタルフレンド事業の家庭訪問なども十分にできない中での事業実施となりました。

令和3年度の事業報告は以上となります。

続きまして、7ページ、令和4年度事業計画となります。令和4年度においてもコロナ禍ではありますが、感染症対策に十分に留意しながら少しずつ例年通りの事業に戻っている状況です。7月までは、スクールソーシャルワーカーの家庭訪問などは実施しておりませんが、なかよしさわやかDAYなどは、ほぼ例年通り事業を実施できており、引き続き計画に基づき事業を行っていく予定です。

続きまして、8ページの適応指導教室「ふれあいルーム」の令和3年度運営状況についてご報告させていただきます。

適応指導教室専任指導員につきましては、3名体制で運営しております。(3)学年別通級児童生徒数についてですが、令和3年度実績は54名となっております。令和2年度59名に対し、実利用人数で5名減っている状況ですが、表にありませんが、延べ利用人数では400人以上増えている状況となっております。令和3年度、不登校児童生徒が増加したこと、スクールソーシャルワーカーが学校や家庭に働きかけにより適応指導教室に繋げることができた結果となっております。

続きまして、11ページの運営計画についてです。運営計画につきましては、昨年同様の計画で取り組んでいく予定となっております。(3)5月末現在の学年別通級児童生徒数について、となりますが、5月末で20人となっておりますが、7月末現在で26に増えている状況です。昨年の7月末時点で40人でしたので、人数は若干減少しておりますが、7月の1日当たりの利用人数では、昨年度が10.2人、今年度は10.8人と昨年並みの利用があり、不登校児童生徒数が増えておりますので、今年度も夏休み明けから更に利用が増えるのではないかと見込んでおります。

最後に、12ページのいじめ、不登校の状況となります。こちらの件数は、文科省で実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の集計結果に基づくものです。不登校の人数が、増加の一途をたどっており、おそらく全国同じ状況になっているかと思えます。校長会、教頭会通して、学校にも働きかけ、学校とともに不登校児童生徒の支援にあたっているところです。全道、全国の件数がまだ公表されておられませんので、本市の件数のみ参考としていただき、公表後、改めてご報告させていただきます。

報告は以上となります。

教 育 長

報告第1号 いじめ・不登校対策について、ご質疑等はございますか。

委 員

スクールカウンセラーへの問い合わせ件数について、去年と今年の数字をもう一度教えて頂きたいです。

事 務 局

スクールカウンセラーへの相談件数については、6ページ目のスクールカウンセラーの相談件数の、不登校のところの小中学校509件と市民会館17件が令和3年

度スクールカウンセラーが受けた相談件数になります。令和2年度348件ということで178件増えたことになります。

委員 スクールカウンセラーの相談なのですが、学校とは別に市民会館でも相談しているということで、そのなかで教職員の方も何名か市民会館にいらっしゃっているのですが、なぜ市民会館で相談を受けているのでしょうか。学校で相談できないから市民会館で相談を受けるとか、どうなのでしょう。

事務局 保護者は学校で予約が取れないような状況があって、日程の都合が合わないような状況などは、市民会館に案内しています。スクールカウンセラーは月2回学校を訪問しています。教職員については、実態をとらえておりません。

委員 4ページの3番で、いじめの問題の具体的な取り組みの、成果・課題のところ、計画書を作成したとありますが、各校が作成する基本方針とは別の、市としてのいじめ対策の計画書というものを、新たに作っているということなのでしょう。

事務局 いじめ問題の具体的な取り組み、という計画書を作成して、学校全体でそれに基づいて取り組むといった内容のものです。

委員 基本、その作られた計画書が各学校に配付され、それぞれの学校の先生方に届いているということでしょうか。

事務局 教育委員会で各学校の計画書を集めて、冊子にして各学校に配付するという取り組みを行っております。

委員 基本方針のいじめ対策を押さえた内容のものであるとは思いますが、そこからさらに計画書を作ったということは、さらに具体的な対策が織り込まれているものだと思いますので、具体的な取り組みが先生一人ひとりに伝わるように使われてほしいと思います。

事務局 先生方もそうなのですが、学校を通して、他の学校の取り組みも子どもたちに知ってもらえるような内容となっております。

教育長 他に何かございませんか。

各委員 — なしの声 —

教育長 以上で、報告第1号について終了いたします。

続いて報告第2号は 島松小学校 校内教育支援センター(ステップルーム) 試

行的実施についてです。事務局から説明をお願いします。

事務局

私の方から不登校対策事業、島松小学校 校内教育支援センター（ステップルーム） 試行的実施についてご報告させていただきます。

資料13ページをご覧ください。不登校児童生徒数ですが、令和3年度は、小学校50人、中学校119人となっており、増加が止まらない現状となっております。ふれあいルームの1日平均利用状況につきましては、令和3年は12.3人と令和元年との比較で約2倍となっております。ふれあいルームには、専任の指導員が3名おりますが、このまま増え続ければ施設の狭隘化や児童生徒一人ひとりの学力定着等を目指した指導時間が短くなる等、支援が十分に行き届かなくなるといったことが課題となってくると考えております。

まずは、新たな不登校を生まない、不登校を長期化させない取り組み、具体的には家庭訪問の実施や校内における不登校の居場所づくりなどを校長会、教頭会を通して学校にお願いしているところです。

次に、ステップルームの試行的実施になりますが、各学校で不登校対策事業を実施している取り組みの中で、島松地区がふれあいルームから遠く、通うことが長続きしないといった課題があり、恵北中学校や島松小学校から相談を受けていたこともあり、今年の6月から島松小学校内に校内教育指導センターを試行的に開設しております。島松地区での地域の適応指導教室になりうるのかといったことも視野に入れながらの試行運営となっております。開設なのですが、6月1日から2か月間運営を行いました。運営時間は他の児童生徒と合わない時間帯で、10時から11時40分とし、指導体制につきましては、教育支援課の青少年指導員4名が交代で島松小学校の児童の指導にあたりました。対象児童生徒は、島松小学校、恵北中学校の児童生徒のうち、不登校傾向にある子や教室に入れない子どもを対象とし、指導内容はふれあいルームに準じ、自習を基本に支援を行ってまいりました。

検証の結果ですが、6月1日から7月25日までの夏休み期間の運営に対し、実利用人数は、島小児童が7人、約2パーセントの児童が利用したことになります。恵北中の生徒の利用はありませんでした。延べ利用人数といたしましては94人で、校内に教育支援センターがあれば、一定の利用はあるのではないかととらえております。

登校渋り、新規不登校の予防効果について検証しております。島松小学校のみですけれども、月5日以上長期欠席者、不登校となっていない児童は4名利用がありました。ステップルームの4名の児童については、教室に入っていきことや、ずっと教室にいることが難しいといった課題を抱えており、従前より学校で個別対応していたこともあります。現在はステップルームが居場所となっており、ステップルームで青少年指導員4名との関わりを持つことで、コミュニケーション等の課題を克服する効果なども見られました。

代替場所の効果ですけれども、1人目は、令和3年度8日の欠席ということで、5日以上長期欠席に一度あがってきた児童なのですが、この児童につきましては不登校が長期化することなく、学校独自の別室教室での対応で、支援にあたってまいりました。6月からはステップルームが居場所となっており、ステップルームを利用しながら学校に通えている状況です。2人目は令和3年度110日欠席で、後半は学校には行かな

いと宣言していた児童ですが、学校の働きかけで、今年の7月からステップルームができたと声掛けしたところ、何度か利用し、そのうち学校にもどり夏休み前までは通常どおり教室で授業を受けておりました。夏休み後、再びステップルームに戻ってきたとの報告もありますが、当該児童の居場所となっている状況です。この児童についてはふれあいルームには通えなかったものの、校内にあるステップルームを利用して学校復帰につながった例となっております。3人目は令和3年度111日欠席していた児童で、こちらは昼夜逆転しているような状況で、ステップルームが午前中の開設ということで、午後、学校での個別支援を行っている状況です。

島松小学校の児童には、校内にあるということで、居場所づくりとして効果があるということですが、島松地区の居場所づくりとして考えると、恵北中学校の生徒の利用がないというところで、今後については、恵北中学校の支援にもつなげていきたいということで、学校等との協議の結果、週2回恵北中学校へステップルームの場所を移動し、週3回は今まで通り、島松小学校において支援するという状況です。島松小学校で利用して中学校に行きたいという場合は許可することで進めております。報告は以上となりますが、今後の検証等につきましても、教育委員会に報告していきたいと思っております。以上です。

教 育 長 報告第2号 島松小学校 校内教育支援センターステップルーム試行的実施について、ご質疑等はございますか。

委 員 ふれあいルームとステップルームの大きな違いは何ですか。

事 務 局 2つとも適応指導教室という意味では同じ役割を持っております。名称についてはわかりやすいように変えただけで、校内にある適応指導教室、校外にある適応指導教室というかたちになっております。内容についても同じですが、学校内にあることで、学校に通っているということになりますので、外の機関におくよりも学校に通える効果ですとか、給食が食べられるとか、いろいろな支援につながっていくというところで校内に設置しております。しかし、学校に来れない子どもにとっては学校の外にあったほうが良いという意見もあるので、いろいろな選択肢が広がることで子どもの居場所というのをもどこにどういったものを作っていくと効果的なのかということ、試行しながら探っているところでございます。

委 員 校内教育支援センターの構成員は、あくまでも青少年指導員4名ということでしょうか。それとも校内にあるということで、校長先生が主体となって、指導員と協調しながら進めていくということでしょうか。

事 務 局 あくまでも市教委による運営というかたちになりますので、学校はここはノータッチとなります。ただ、学校の働きかけで先生が連れてくるとか、教室に戻すとか、担任の先生がのぞきに来るとか、そういったケースはふれあいルームでもありますので、同様にございます。

教 育 長	その他、よろしいでしょうか。
各 委 員	— なしの声 —
教 育 長	以上で、報告第2号について終了いたします。
	日程6、その他について事務局お願いします。
事 務 局	— 次回の日程確認 —
教 育 長	そのほか、何かありますか。
委 員	— なしの声 —
教 育 長	なければ、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
	終 了